

香川県営住宅滞納使用料等収納業務委託契約に係る企画提案方式
(プロポーザル方式) による公募について (公告)

次のとおり、企画提案方式により受託者を公募します。なお、本件公募は、令和7年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに効力を生ずるものとします。

令和7年3月19日

香川県知事 池田 豊人

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 令和7年度香川県営住宅滞納使用料等収納業務
- (2) 委託期間 契約締結日～令和8年3月31日まで
- (3) 業務の内容 別添「香川県営住宅滞納使用料等収納業務委託仕様書」のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 弁護士法(昭和24年法律第205号)第4条に規定する弁護士若しくは、同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成11年香川県告示第787号)に基づく指名停止措置を現に受けていない者。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者。
- (5) 香川県税に滞納のない者。(香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県税の納税証明書(未納のない旨の証明)を提出すること。香川県に事業所がない者も提出すること。)

3 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

- (1) 応募意思表明書(様式1)及び上記応募資格(1)、(5)の要件を満たしていることを証する書類を、住宅課に持参又は郵送(期間内必着)により提出してください。

(受付期間) 令和7年3月19日(水)～令和7年3月28日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く。)

(受付時間) 午前8時30分～12時、午後1時から5時15分
- (2) 応募意思表明書等を提出した者全員に対し、令和7年4月1日(火)までに応募資格の確認結果を書面で通知します。

(3) 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。なお、企画提案書は別添（様式2）により作成してください。

4 説明会

開催しません。

5 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合、その他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽または不正があったとき。

6 質問の受付および回答

質問の受付期間は令和7年3月19日（水）から令和7年3月28日（金）とします。質問書（別紙）により電子メールにて問い合わせてください。口頭による質問は受け付けません。受け付けた質問は、応募資格要件に適合する全員に電子メールで回答します。

7 企画提案書の提出

応募資格要件の確認結果通知受領後、仕様書に基づき作成した企画提案書、及び前年度の財務諸表（以下「企画提案書等」という。）を期限までに提出してください。なお、企画提案は1応募者1件までとします。

- (1) 受付期間 令和7年4月2日（水）～4月11日（金）必着
- (2) 受付時間 午前8時30分～12時、午後1時から5時15分（土・日・祝日を除く。）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る。）
- (4) 提出書類 下記の内容を含む書類を提出してください
- (5) 提出部数 正本1部（表紙には事業名を記載）・副本5部
※副本には、弁護士名および法人名が判別可能な文字・記号等は使用しないこと
- (6) 提出書類の体裁
様式は問いませんが、A4判（長辺とじ）を基本とします。A3サイズを使用する際は、A4サイズに折ってください。
- (7) 企画提案書の説明
選定委員会において、提出のあった企画提案書について説明を求める場合があります。

8 選定方法

選定委員会において審査及び評価を行い、当該業務の契約候補者を選定します。

9 審査基準

審査は、別記の審査基準の各項目について評価基準による5段階評価とし、選定委員会の委員が評価した結果の合計点を各提案者の得点とします。なお、審査基準の下限の点数を満たす提案がないときは、採用者なしとなります。

10 契約書作成の要否

要します。

11 電子契約の可否

(1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことを確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後に電子メールにより提出してください。

(3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

12 契約の締結

県は、契約候補者と企画提案書等の内容をもとに具体的な委託内容、条件、経費等について協議、調整を行ったうえで、委託契約を締結します。

契約の内容については、県の随意契約の公表の対象となります。

13 応募・照会先

〒760-8570

香川県土木部住宅課 県営住宅グループ

担当者：山本

電話：087-832-3586

メールアドレス：jutaku@pref.kagawa.lg.jp

14 スケジュール

| | |
|----------|------------------------|
| 3月19日（水） | 公募開始 |
| 3月28日（金） | 応募意思表示書受付締切り、質問の受付締切り |
| 4月1日（火） | 応募資格要件の確認結果通知・質問に対する回答 |
| 4月2日（水） | 企画提案書受付開始 |
| 4月11日（金） | 企画提案書受付締切 |
| 4月中旬 | 選定委員会による書面審査（予定） |
| 4月下旬 | 審査結果通知 |
| 5月上旬 | 契約締結 |

15 その他

- (1) 企画提案に要した経費は応募者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書は返却しません。
- (3) 応募者は、今回の業務委託に関して知り得た事実について、その秘密を守らなければなりません。

16 参考

令和6年度委託実績

委託対象債権額 家賃：約 43,000 千円 駐車場使用料：約 1,000 千円

退去修繕費：約 22,000 千円 損害賠償金：約 52,000 千円

委託対象件数 218 件

(別 記)

| 評価項目 | 評価の着目点 |
|------------------|--|
| 現状分析等 (10点) | 主に以下の着眼点により総合的に評価する ・滞納問題の発生原因等の分析 ・滞納問題の解消に向けた課題の分析 |
| 業務実施手法 (35点) | 主に以下の着眼点により総合的に評価する ・調査手法 ・具体的な実施手法 ・香川県との連絡・調整・報告の方法、収納金の管理・払込に係る事務処理等 ・滞納者の立場や状況への配慮 |
| 受託手数料率 (10点) | ・受託手数料率 |
| 業務実施体制 (10点) | 主に以下の着眼点により総合的に評価する ・業務実施体制及びコンプライアンス体制 ・財務状況 |
| 取引の状況 (30点) | 主に以下の着眼点により総合的に評価する ・公営住宅使用料等の回収業務の受託実績 ・その他の地方公共団体債権の回収業務の受託実績 |
| 個人情報保護体制 (5点) | 主に以下の着眼点により総合的に評価する ・個人情報保護に対する体制、取組 ・プライバシーマークの取得の有無 |
| 合計 (100点) | |

審査基準の下限の点数 250 点 (選定委員一人あたり 50 点)